

指定出資法人の役員報酬基準 評価結果一覧 (H22~R6)

参考資料 6

法人名	役職	点検年度	職務内容	重要課題、ミッション	法人の自由度、リスク	計	報酬基準額	特記事項
(公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事 (H22、25は常務理事) ※理事長非常勤	H22	1	2	1	4	605	・事業内容は施設管理業務が基本であり、組織規模も非常に小さい。 ・法人のミッションとして平和の情報発信の必要性は高く、運営にあたっては政治的中立性を確保することが求められるが、事業の基本的枠組みは府市で決められたものであり、経営の自由度は低い。
		H25	1	2	1	4	605	
		H28	1	2	1	4	712	・前回の評価結果から評価ポイントの変動はなし。 (現行報酬基準 (H25) 605万円は法人の申出により15%引下げた金額である。)
		R1	1	2	1	4	712	
		R4	1	2	1	4	712	
		報酬水準見直し改定後 (R5,R6実施)						
(株) 大阪国際会議場	専務取締役	H22	1	3	2	6	680	・会長、社長と代表権を有する者が2名いること、また、事業スキームからも、法人運営上の役員の職務・職責の難易度はそれほど高くはないが、国際会議や大型会議の誘致という法人のミッションは府への経済波及効果といった観点からも重要。
		H25	1	3	3	7	720	
		H28	2	3	3	8	760	・平成26年度から5年間、公募により指定管理者に選定されたものの、今後、府への納付金7億円、維持修繕費1億円、設備の機能向上のための8千万円の支出及び国際会議誘致件数の大幅な向上等、選定の際の提案内容実現には、従来以上に高いリスクのもとでの経営判断が求められる。
		R1	2	3	3	8	760	
		R4	2	3	3	8	760	
		報酬水準見直し改定後 (R5,R6実施)						
(公財) 大阪府国際交流財団	常務理事 (H25、H28は理事長)	H22	1	2	1	4	712	
		H25	2	1	1	4	750	・平成25年12月の意見書、戦略本部会議決定により、常務理事を廃止し、理事長を常勤化。
		H28	2	2	1	5	800	・法人の存続にあたり、事業の見直しや自立化のプランの検討等、重要な課題が加わっている。
		H29	2	2	1	5	760	・存続にあたり、平成30年度から理事長を非常勤化、新たに常勤の常務理事を設置。 ・存続のあり方に伴う課題は一定解消したものの、多文化共生分野に関する事業展開や存続に必要な財務基盤の確立など新たな課題が加わったことから、前回の点数と同様となった。
		R1	2	2	1	5	760	
		R4	2	2	1	5	760	
報酬水準見直し改定後 (R5,R6実施)							817	
大阪信用保証協会	理事長 常務理事 (R1~) (~H28までは、理事長と専務理事)	H22	3	3	2	8	950 855	・組織規模、融資保証の規模ともに大きいこと、また、今後の中小企業支援における法人事業の重要性を評価
		H26	3	3	3	9	1000 900	
		H28	3	3	3	9	1000 900	・平成26年5月に大阪市信用保証協会と合併して、同協会の保証債務残高約5千億円を受け入れたことにより、計約2兆9千億円という保証債務残高を有することとなったため、その適正な管理を遂行していくうえでの責任とリスクが増大している。
		R1	3	3	3	9	1000 800	
		R4	3.5	3	3	9.5	1,025 820	
		報酬水準見直し改定後 (R5,R6実施)						

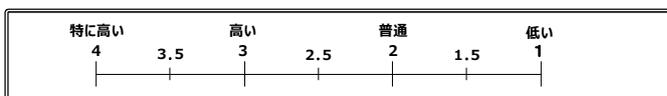
法人名	役職	点検年度	職務内容	重要課題、ミッション	法人の自由度、リスク	計	報酬基準額	特記事項
(一財)大阪府みどり公社	理事長	H22	2	2	2	6	850	・農林会館事業の廃止に伴う今後の収益確保への取組みの重要性を評価
		H25	2	3	2	7	900	・平成26年4月から、法人が農地中間管理機構に指定される見込みであるが、当該機構は、国が適切に構造改革・生産コスト引き下げを推進するために、都道府県に1法人設置するものであることから、遊休農地解消、農地集約化に向けた法人のミッションの重要度が増大する。
		H28	2	2	2	6	850	・花の文化園の指定管理が平成27年度末をもって終了したことに伴い、重要課題・ミッションは低減している。
		R1	2	2	2	6	850	
		R4	2	2	2	6	850	
		報酬水準見直し改定後(R5,R6実施)						910
(株)大阪鶴見フラワーセンター	代表取締役社長 常務取締役(R1~)	H22	1	3	2	6	850	・法人事業は施設管理が基本であり、組織規模も小さいが、民営化に向けた今後の市場の活性化というミッションの重要性を評価 ※府市での調整が必要
		H25	1	2	2	5	800	・法人の大きな課題であった累積損失の解消が着実に進んでおり、課題・ミッションのウェイトが軽減している。 ※支給額の決定にあたっては、府市で調整が必要
		H28	1	2	2	5	800	
		R1	1	2	2	5	800	
		R1	1	2	2	5	800 640	・交流施設の土地賃貸借契約終了後の方向性についての調整など、役員としての職務が増加することが見込まれるものの、新たに常務取締役が就任することにより、役員としての職務が軽減されることから、前回の点数と同様とした。
		R4	1	2	2	5	800 640	
報酬水準見直し改定後(R5,R6実施)						860 688		
(公財)大阪府都市整備推進センター	理事長 常務理事	H22	2	2	2	6	850 680	・法人収益の中心となる阪南事業や駐車場事業の縮小傾向を踏まえた収益確保への取組み及び非収益事業である区画整理事業のミッションの重要性を評価
		H25	2	2	2	6	850 680	
		H28	2	2	2	6	850 680	
		R1	3	2	2	7	900 720	・令和2年4月に、(一財)大阪府タウン管理財団を吸収合併し、事業範囲や人員体制といった管理パン等が拡大することから、役員としての職務は増大する。
		R4	3	2	2	7	900 720	
		報酬水準見直し改定後(R5,R6実施)						960 768

法人名	役職	点検年度	職務内容	重要課題、ミッション	法人の自由度、リスク	計	報酬基準額	特記事項
大阪府道路公社	理事長 専務理事	H22	2	2	1	5	800 640	
		H25	2	2	2	6	850 680	・料金体系一元化及び道路移管に関する検討は、会社の経営収支にも大きく影響する課題であり、その検討にあたっては、道路事業者の立場から適切な対応が求められている。また、施設の経年劣化、点検不足等の事故等に対する道路管理者責任が社会的に注目されていることから、安全確保に関する迅速な対応が求められており、道路管理者としての責務が増大している。
		H28	2	3	2	7	900 720	・料金体系一元化及び路線移管は実現に向けた段階に至っており、国や接続する高速道路会社との調整や協議が具体化する中、対応すべき課題が増加している。
		H30	2	2	2	6	850 680	・賃面有料道路の早期移管の実現に向け、引き続き国や道路会社等との調整を行う必要があるものの、移管を目指していた4路線のうち、平成30年4月に2路線の移管が完了し、また平成31年4月に1路線の移管が完了予定であり、重要課題・ミッションのボリュームが減少している。
		R1	2	2	2	6	850 680	
		R4	2	2	2	6	850 680	
		報酬水準見直し改定後（R5,R6実施）						910 728
大阪モノレール（株）	代表取締役社長 代表取締役専務 常務取締役	H22	3	2	3	8	950 855 760	・組織規模も大きく、モノレールとしては日本最大の運行距離や1日約10万人の乗客数といった事業規模の大きさと安全運行の重要性・責任を評価
		H25	2	3	3	8	950 855 760	
		H28	2	3	3	8	950 855 760	
		R1	2	3	3	8	950 855 760	
		R4	2	3	3	8	950 855 760	
		報酬水準見直し改定後（R5,R6実施）						1,010 909 808
大阪外環状鉄道（株）	代表取締役社長 常務取締役	H22	2	3	1	6	850 680	・組織規模も小さく、法人事業費が国補助金の動向に左右されるなど法人経営の自由度も高くはないが、事業の早期完了が府に与える影響の大きさや重要性を評価
		H25	2	2	2	6	850 680	
		H28	2	2	2	6	850 680	
		H30	2	2	2	6	850 680	・おおさか東線の全線開業に必要な建設事業は完了するものの、開業後に実施する家屋補償及び環境アセス等への対応が必要である。また、橋りょうや駅舎といった大規模構造物の維持管理を実施するなど、第三種鉄道事業者としておおさか東線全線の安全な運行を確保する必要があることから前回と同額とした。
		R1	2	2	2	6	850 680	
		R2	2	1	2	5	800 640	・おおさか東線の全線開業後実施してきた家屋補償及び環境アセス等の残事業が完了することに伴い、重要課題・ミッションのボリュームが減少している。
		R4	2	1	2	5	800 640	
報酬水準見直し改定後（R5,R6実施）						860 688		

法人名	役職	点検年度	職務内容	重要課題、ミッション	法人の自由度、リスク	計	報酬基準額	特記事項
大阪府土地開発公社	理事長 常務理事	H22	2	2	1	5	800 640	・用地買収業務の公社一元化の方針変更により、法人の組織規模、事業規模ともに大幅に縮小傾向にある ・法人の事業計画等は府の予算や施策動向に左右されるなど法人経営の自由度は低い
		H25	2	2	1	5	800 640	
		H28	2	2	1	5	800 640	
		R1	2	2	1	5	800 640	
		R4	2	2	1	5	800 640	
	報酬水準見直し改定後（R5,R6実施）						860 688	
堺泉北埠頭（株）	代表取締役社長 常務取締役 （H29～）	H22	1	3	2	6	850	・将来的な府営港湾の民営化に向け、今後の港湾運営における法人の重要性を評価
		H25	2	3	2	7	900	・府営港湾の運営主体を目指すという大きな方向性のもと、府との役割分担を明確化した上での埠頭運営の一元管理、港湾運営会社指定に向けた港湾の管理運営ノウハウの蓄積等に関する協議・調整、経営判断等、代表者としての職責が増大している。
		H28	3	3	2	8	950	・港湾運営会社の指定を受け、平成28年4月から埠頭運営事業を開始したことによりポートセールス等の新たな業務が加わり、代表者としての職責がより増大している。
		H29	2	3	2	7	900 720	・府営上屋の移管や中古車ストックヤードの拡張等における取組みの強化に伴い業務の増加が一定程度見込まれるものの、新たに就任する常務取締役との役割分担により、役員としての職務は軽減される。
		R1	2	3	2	7	900 720	
	R4	2.5	3	2	7.5	925 740	・堺泉北港における農産物輸出拡大の取組等、法人の業務が増加しており、役員の管理スパンが拡大している。	
報酬水準見直し改定後（R5,R6実施）						985 788		
大阪府住宅供給公社	理事長 常務理事	H22	3	3	3	9	1,000 800	・組織規模が大きく、府営住宅、公社賃貸住宅計約15万戸の管理を行うなど事業規模も大きい。 ・府営住宅管理の指定管理制度導入への対応や約1,500億円の借入金の縮小に向けた経営改善への取組みなどミッションの重要性の高さ等を評価
		H25	3	3	2	8	950 760	・未だ多額の借入金を有しているものの、借入金残高が計画に基づき着実に減少していること等から、経営判断に関するリスクは減減傾向にある。
		H28	3	3	2	8	950 760	
		R1	3	3	2	8	950 760	
		R4	3	3	2	8	950 760	
	報酬水準見直し改定後（R5,R6実施）						1,010 808	

法人名	役職	点検年度	職務内容	重要課題、ミッション	法人の自由度、リスク	計	報酬基準額	特記事項
(公財)大阪府育英会	理事長	H22	2	2	1	5	800	
		H25	2	2	1	5	800	
		H28	2	3	1	6	850	・人材育成による組織体制の強化や給付型奨学金事業の充実を図るための財源（寄附金）の確保など、重要な課題が加わっている。
		R1	2	3	1	6	850	
		R4	2	3	1	6	850	
		報酬水準見直し改定後（R5,R6実施）						910

【評価区分】



【報酬基準】

点検年月 合計点	報酬額			
	R6.11	R5.12	R4.11	R1.11まで
10～12点	1,110万円	1,080万円	1,050万円	1,050万円
9.5点	1,085万円	1,055万円	1,025万円	—
9点	1,060万円	1,030万円	1,000万円	1,000万円
8.5点	1,035万円	1,005万円	975万円	—
8点	1,010万円	980万円	950万円	950万円
7.5点	985万円	955万円	925万円	—
7点	960万円	930万円	900万円	900万円
6.5点	935万円	905万円	875万円	—
6点	910万円	880万円	850万円	850万円
5.5点	885万円	855万円	825万円	—
5点	860万円	830万円	800万円	800万円
4.5点	835万円	805万円	775万円	—
4点	810万円	780万円	750万円	750万円
3.5点	785万円	755万円	725万円	—
3点	760万円	730万円	700万円	700万円

【その他】

- ※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を20%引下げ
- ※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を10%引下げ
- ※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ